

平成25年度 住宅関連施策の おしらせ

●住宅耐震化促進事業

③白鷹町木造住宅 耐震改修事業

町では、「住宅耐震化促進事業」として、住宅の居住環境の質の向上と経済の活性化を図る目的とした①白鷹町住宅リフォーム総合支援事業、

地震に対する安全性の向上を図り震災に強いまちづくりを推進する事を目的とした②白

鷹町木造住宅耐震診断士派遣事業、地震により被害を受けた際の負担の軽減を図るための③白鷹町木造住宅耐震改修事業などを昨年度に引き続き実施します。

推進する建築需要促進事業に

新たに、小規模工事の受注を促進する建築需要促進事業に取り組みます。この事業は、白鷹町商工会が事業主体となり行うもので、町内における小規模工事の受注促進を図ることとに、地元関連業界の振興と経営基盤の強化、消費需要の拡大を目的として実施するものです。

●建築需要促進事業

④木造住宅耐震診断士への登録について

下記【制度の違い（概要版）】を[□]ご覧ください。
①白鷹町住宅リフォーム総合支援事業
 建築士（一級、二級、木造）の資格をお持ちのかたで、山形県もしくは市町村、または財団法人日本建築防災協会などが主催する木造建築物耐震診断の業務に必要な講習会を受講されているかたは、白鷹町木造住宅耐震診断士として登録してください。

随時受け付けいたします。

■問い合わせ 建設水道課管
理係（☎85-6140）

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震診断を実施します。

②白鷹町木造住宅耐震 診断士派遣事業

※町の負担：5万4000円

■問い合わせ 白鷹町商工会
☎85-10055

▼診断料
6000円

▼募集件数
先着5件

▼募集件数
先着65件又は予算の範囲内



【制度の違い（概要版）】

「建築需要促進事業」または「住宅リフォーム総合支援事業」のどちらか一方をお選びください

（注1）申し込みは事業期間内で1回に限ります。（注2）両事業の併用はできません。

建築需要促進事業		住宅リフォーム総合支援事業	
新築	増・改築、修繕等	対象物件	住宅
付属建物（車庫、作業所及び物置）	住宅、店舗、付属建物（車庫、作業所及び物置）	施工業者	県内業者（県内に本店・本社がある法人または個人事業者）であること
対象物件の新築	対象物件の増改築及び修繕工事、給排水衛生施設整備工事	申請者（施主）の要件	5要件（部分補強、省エネ化、バリアフリー化、県産木材使用、克雪化）のいずれかを含む工事
工事請負金額が20万円以上	工事請負金額の下限		工事請負金額が50万円以上
町内業者（白鷹町商工会員かつ町内に事業所があり、対象工事を施工できる法人または個人）であること			
■白鷹町内に住所を有する者			■白鷹町内に住所を有する者
■町税等の滞納がないこと			■町税等の滞納がないこと
介護保険制度との併用は不可	その他補助金との併用について		介護保険、他の補助金、県制度融資、エコポイントとの併用は不可
工事費の10%分（上限5万円） ※白鷹町商工会が発行する商品券により給付	支援内容（補助額）		工事費の10%分（上限20万円）
白鷹町商工会 ☎85-0055	手続き・問い合わせ窓口		建設水道課 ☎85-6140

詳しくはお問い合わせください